

Title	草本懲毖錄に就て
Sub Title	
Author	稲葉, 岩吉(Inaba, Iwakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.1 (1927. 3) ,p.1- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學第六卷第一號 昭和二年三月

草本懲毖錄に就て

一

柳西厓(成龍)の名著懲毖錄に就て考へるに、文祿(壬辰)役の記録としては、最も多くわが讀書界に歓迎されたものであらうと思ふ。西厓その人が、當時の首相(領議政)であり、前後七年に亘たりて、親しく戰苦を嘗めたといふことは、この著書に對する唯一の信賴と興味とを惹起するに違ひないけれども、またその記事は割合に正確であり、豊富なる史筆の態度を持してゐるといふことが、多くの尊敬をあつめ得た所以であらう。隱峯野史別錄などに比較すれば、遙に數頭地を抜いてゐる。

彼れは、その自序に告白するがごとく、

懲毖錄者何、記亂後事也、其在亂前者、往往亦記、以本其始也、嗚呼壬辰之禍慘矣、浹旬之間、三都失守、八方瓦解、乘輿播越、其得有今日、天也、亦由祖宗仁厚之澤、固結於民、而思漢之心未已、聖上事大之誠、感動皇極、而存邢之師屢出、不然則殆矣、詩曰予其懲而毖後患、此懲毖錄所以作也、若余者、以無似受國重任於流離板蕩之際、危不持、顛不枝、罪死無赦、尙視息田畝間、苟延性命、豈非寬典、憂悸稍定、每念前日事、未嘗不惶愧靡容、乃於閑中、粗定其耳目所逮者、自壬辰至戊戌總若干言、因以此啓疏劄文移及雜錄、附其後、雖無可觀者、亦皆當日事迹、故不能去、既以寓畎畝惓惓願忠之意、又以着愚臣報國無狀之罪云。

と明記し、ひとり亂中の記事に止まらずして、亂前即ち壬辰以前の事に淵源してゐる。既に亂前の事に淵源すとすれば、突如として起りしかに見ゆるこの戦役は、必ずや相當の原因がなくてはならぬといふことに歸結される。彼は、退閑無聊にまかせて、その過去を物語つたといふのでは無い。彼は詩曰予其懲而毖後患、此懲毖錄所以作也といひ、その壬辰より戊戌に至る七年間の苦き経験をば、大率ね著錄した。懲毖錄は、この點より見て、亡國破家の危に際會した政治家的一大手記とも謂ふべく、同時、數奇を極めた史家の著錄と稱しても可いのであらう。貝原益軒は、その覆印本懲毖錄に

傳曰用兵有五、曰義兵、曰應兵、曰貪兵、曰驕兵、曰忿兵、五之中、義兵與應兵、君子之所用也、傳又曰、國雖大、好戰必亡、天下雖安、忘戰則必危、二者可以不戒乎哉、曩者豐臣氏之伐朝鮮也、可謂

貪兵兼驕與忿、不可爲義兵、又非不得已而用之者、所謂好戰者也、是天道之所惡、其終亡者、固其所也、韓人之脆弱而連敗、瓦解土崩者、繇教養無素、守禦失道、故不能用應兵、是所謂忘戰者也、嗚呼朝鮮之國勢危殆而幾亡者、職此而已、宜哉柳相國之作懲毖錄也、是觀前車而戒後車之意也、此書記事簡要爲辭質直、非世之著書者誇多鬪靡之比、談朝鮮戰伐之事者、可以是爲的據（下略）。

と推奨してゐるが、蓋し至公の言である。

二

貝原本懲毖錄は、その奥書に、元祿八^亥年正月日寫板と認めてあるが、この書の底本の、刊本か否かは、判明しないのである。同時、貝原本以前に於て、本書の、わが内地に持ちこまれたものの如何であるかは、亦た不明である。貝原序には、予近者偶客乎京師、書坊之輩、刊此書於梓、既成、屬序於予、予美此書之布行于世、故本茲編之所由作、而論著之者如是、云々、元祿乙亥芒種とあり、その傳來に就ては毫も述ぶるところが無い。たゞしかし、享保代の信使手記に、懲毖錄以下多數韓本が、既に大阪あたりにて出版されてゐることや、及びそれに對する取締方法など、かなり詳細を認めてゐるから、いづれの方面からにせよ、この書の日本輸入は餘程の以前に在りしものとの想像は許されるのであらう。わが内閣文庫著録には、貝原本數部の外、清寫本と題する一部を貯存する。其韓本と認むべきものは無い。

余は、これら諸事實に徴して、從前、わが日本内地の讀書界に提供せられた本書の多くは、貝原本以外に出てなかつたことと想像したいのである。たゞ不可解に思はるゝのは、貝原本に收められた西庄の自序には、乃於閑中粗述其耳目所達者、自壬辰至戊戌總若干言、因以此啓疏劄文移及雜錄、附其後、雖無可觀者、亦皆當日事迹、故不能去、云々とあるから、若しその序の示さるゝ内容を基礎として考へれば、貝原本は、懲毖錄の全部といふのでは無く、彼は、其一部を採取して刊行したといふに過ぎないことになるであらう。しかし、益軒は、どこにもそれを斷はつてゐない。

これらの疑問は、貝原本懲毖錄を手にするものゝ何人にも、注意さるゝ要點であると思はれるが、それが、最近二十餘年間、朝鮮書籍の數量の著しくわが讀書界を賑はすに及びて、漸く判明するがごとく思料さるるに至つた。それは外では無い、朝鮮より新に輸入された多くの懲毖錄を見るに、貝原本のそれのごときではなく、尙然たる六冊に餘るものである。その内容左のごとし。

第一冊

序

懲毖錄 卷之一

同 卷之二

第二冊

懲毖錄 卷之三 芹曝集

同 同 芹曝集 啓 啓 啓

同 同 卷之四 芹曝集 啓 啓 啓

同 同 卷之五 芹曝集 啓 啓 啓

第三冊

卷之六 辰巳錄 狀 狀

卷之七 辰巳錄 狀 狀

卷之八 辰巳錄 狀 狀

第四冊

卷之九 辰巳錄 狀 狀

卷之十 辰巳錄 狀 狀

卷之十一 辰巳錄 狀 狀

第五冊

卷之十二 辰巳錄 狀 狀

卷之十三 辰巳錄 狀 狀

懲毖錄 卷之十五 辰巳錄 狀

第六冊

同 卷之十六 軍門謄錄 文(移)
同 卷之十七 軍門謄錄 文(移)
同 卷之十八 軍門謄錄 文(移)

錄後雜記

これらの内容目次を取りて、貝原本に對比するに、貝原本は、僅に第一冊に收むるところの卷一及卷二及び卷十八末尾に收むるところの錄後雜記を採錄せるに過ぎず、その芹曝集、辰巳錄及び軍門謄錄は、挙げて收錄してゐないのである。貝原氏が、もし、何等斷はりなしに、第二冊以下第六冊に至る十有六卷三百餘葉の記事を抜去つたと解して可いのなら、致し方ないが、貝原氏等當時の學者の態度を考へるときは、左様むづうさに言ひ放ち得ないものがある。

三

朝鮮の文籍に對して多少とも苦勞した人々に在りては、その解題を作成する上に於て、相當苦がい経験を嘗めさせられたはづと思ふ。就中、史書は、著作年代及び刊行年時の判然せざることが普通であり、

その某人著述と題する名義は、何處まで信を措くべきものかと判らない。朝鮮とのみ限らず、書志解題は、特に史類に於て艱難を覺ゆるのであるが、朝鮮では、特別手傳はれたる事情のためか、その難義は、一倍であると思ふ。朝鮮に於ての史類は、四部中に於ての文集を包含するを至當とすべく、而も普通の場合、文集は族譜に準すべき性質を帶びてゐるのである。家族制度の著しく發達しつゝある國柄としては、無理からぬことであるが、それには師門關係が、強く働きかけてゐるから、故人の留遺した文字だといつても、原文のまゝに編次すとは限らず、子孫や門人等の都合に依りて得手勝手に改作されることは、些も不思議では無い。改作ならまだしも、間々故人には曾つて知られざる著書すら、故人の名によりて公にせらるといふ奇現象もあり得る。もとより、祖先崇拜と師門關係より出發して編纂される文集(史書)であるから、その遺文舊稿を護持するの努力は、亦格別であり、そこに史書的價値を認め得るわけではあるが、さればとて、今述べたごとき矛盾性を見逃がすことは出來がたい。而してこれら不快なる現象は、文祿(壬辰)役前後よりして、特にその顯著なることを覺ゆるのである。

特に、史類の場合である。もともと朝鮮にては、支那史官の制を探り、朝廷の大官ことに文衡に列つた人々には、史官は兼任せしめられ、時政記史草を編し、之を史局に納るゝの責めがあつた。史草の副本は、之を秘藏して、萬一に備ふべく、遺失の場合には、それそれの咎があつた。故に法制上からいへば、史は凡べて官書であり、私史と稱するものは無いわけである。これら當然の歸結は、政爭の局面を

史禍に導いたことも一再ならず、その都度、慘劇は、際限なく展開するのであるから、人々は、そこに至極の警戒を懷き、かりそめの史筆にも、正しく自らの名を署することすら、廻避した。前に述べた朝鮮史書の多くが、その刊行年月や著述者名を明かにするに多くの手数を要すとしたのは、これらの原因に職由する。

今この懲毖錄に對しては、上述のごとき懸念は、閑却さるべきであらう乎、余は然りとも將だ否らずとも、輕々に判しがたい。

四

柳成龍字は而見、西厓と號した、豊山柳氏、慶尙北道安東郡豊山面河回洞の人である。西厓年譜によると、彼の始祖を伯といひ、高麗忠烈王代の官人であつた、九世の祖を仲郢といひ、成龍は、その次子に生れた。今傳はるところの年譜は、成龍後五世聖和の時に修した家系であるが、彼の前後を通じて格別顯はれた人も見出されない、もしその特徴をいへば、西厓の前二百餘年、後三百年を通じて、柳氏は依然その祖居たりし豊山面河回洞(河隈)を世守した。もつとも、西厓の豊山柳氏と限らず、慶北の山地には、數百年の久しき、連綿として祖居を易へざる舊家がかつて多く存在した。余の足跡を河回に印したのは、今より五年前のことであるが、その百餘戸に近かい紺碧の瓦色は、見るからに靜寂そのも

のを想はしめた、彼の故宅や、その祠堂や、さては生時遊覽の水榭亭臺は、今も易はらない、百餘戸中柳氏以外の人々は、幾何もないから、河回といへば、直に柳氏に解し得べしとは、當時面事務所での直話であつた。總督府は、先に、西厓後孫の厚意により家傳文書を借りれたが、余は、かりに、それらをば河回柳氏世家文書と名けてゐる。

西厓も嶺南人たる條件に洩れず、當時の碩學李滉(退溪)の學徒たることを免れなかつた。年譜、嘉靖四十年、彼が二十一歳の條に九月謁退陶李先生于陶山、留數月、受近思錄等といひ、自是潛心性理之學、講明踐履、必以聖賢爲指歸と注されてあるから、其壯時に於て、李滉より得た感化は想像されるのであらう。もともと、彼は非凡の天材であつた。退溪の門に出入する前、大體の學問は修得してゐたのである。故に退溪も、その初對面に於て、既に大に加賞した。退溪は、東南人の禮永讚を邀ふる大本尊でなければならない、東西分黨といつても、退溪を有する東南黨人の強みは、格別であつた。隆慶五年三月、彼は退溪の喪に永安に會し、萬曆五年、廬江書院退溪先生奉安文を撰し、同十五年、退溪先生文集を編次した。

五

越えて五年、文祿壬辰役は、突如激發したのである。今、年譜に基き、本論文に交渉ありと認めらる

る前後の大事を左に採取する。

年代	記事
支干	
年齋厓	
萬曆一十五年 己亥	日本豊臣秀吉使者橘康廣來る。 刑曹判書兼藝文館提學。日本使者平義智玄蘇來る。
一六〇年 壬辰	司憲府大司憲、兵曹判書、特命吏曹判書、鄭汝立の逆獄起る、呈辭不允、上疏自効す。參議李濬の遠竄を送る、濬、杖下に死す、爲に賜す。
一七一年 癸卯	右議政陞任、豐原府院君に封ぜらる。正便黃允吉副使金誠一を日本に遣はす。
一七八年 甲寅	兼吏曹判書。倭情陳奏使を明國に致すの議、朝廷從之。李舜臣を全羅左道水使に薦む。兼命弘文館大提學。南北黨論起る。
一八〇年 乙卯	倭使、釜山に至る、宣慰使を遣はさんと請ふ、許されず。四月、日本大舉釜山を陥る。都體察使を拜す。建儲分朝。扈駕西行。領議政陞任。罷免。李舜臣閑山島の捷。七月、明國總兵、祖承訓、平壤を攻め、不利、退く。九月建州衛女眞の入援を許すなきを請ふ。十二月、平安道都體察使、明の提督李如松と安州に會見。
一八一年 丙辰	正月、明軍平壤克復。湖西湖南嶺南三道都體察使。李提督、碧蹄に敗る。四月和好非計を李提督に言ふ。二陵の變。明兵、京城に入る。十月王還都。訓練都監創設の請。領議政に復拜。明の行人司憲來る。中江開市。
一八二年 丁巳	祖宗鎮管の制を擧ぐ。降倭處置の請。

萬曆二十三

五四

九月上劄解職を請ふ。京畿黃海平安咸鏡都鏡都體察使。三度呈辭。十二月體察使呈辭。ともに許されず。

明の遊擊沈維敬の移咨に因り献議。五月上劄辭職。呈辭、九月呈辭。十月侍講。明冊封使李宗城、釜山より遁還。日明媾和敗る。

五六

二月、李舜臣失機の責に坐し、上劄辭職不允。日本軍再至。明の經畧楊鎬に隨ひ蔚山に赴く。

五七

李舜臣古今島大捷。李舜臣露梁に戦死。秀吉薨去。明の主事丁應泰来る。上劄自効。十二月、官職を削奪せらる。日軍撤退。成渾卒す。

五六

二月河隈に至る。金溪掃墓。

五八

玉淵賞花。三月、退溪先生年譜を撰す、十一月職牒を還給さる。

五六

河隈に在り。

六〇

二月慎終錄を作る。四月永慕錄を作る。冬、喪禮考證を修す。

六一

河隈に在り。

六二

豊山府院君に復職。扈從功臣二等。

六三

帝王紀年錄を作る。

六四

釣名説を作る。聖諭錄に跋す。

六五

二月召命、疾にて辭す。病中所作の詩を編して、觀化錄をなさしむ。五月卒去。

(備考) 萬曆四十二年四月、位版を屏山書院に奉安。同四十八年九月、廬江書院退溪先生廟に祔享。

天啓七年十月、位版を南溪書院に奉安。崇禎二年二月文忠と贈謚。三月、復た位板を屏山書院に、四年九月、道安書院に、仁祖朝癸未十月、三江書院に、肅宗朝己巳永山書院に奉安。

西厓の公生涯は、右表によりても判知せらるゝごとく、無前の事變たりし文祿壬辰役には、國難を雙肩に荷ふたものといつてもよい。而して、この事變終局と同時、彼は、所謂丁應泰事件に牽連し、官爵は削奪せられた、而して故居なる慶尙道豊山の河隈(河回)に引退したのである。于時年五十八歳。これより六十六歳の夏五月に至る九年間の短くもない歲月は、脚、一たびだに國門に向けられたといふことを聞かなかつた。優游自適ともいはるゝが、その坎輶不遇は否まれない。彼の死に際して、恩命は及ばなんだ。その贈謚ありしは、崇禎二年春といふから、彼の卒去を距つる二十餘年後に漸く行はれたのである。たゞしかし、彼の末年の失意不遇そのものが、却て多くの述作を後世に貽すことになつたことは、左記年譜によりて辭せれない。茲に更めて注意されることがある、それは、一篇の文章でも、詩でも公生活に交渉ありと認められ彼の文字は、大方採錄したはずの年譜編纂者の筆は、遂に懲毖錄に及ばなんだのである。懲毖錄は、史類であるから、特別廻避したものかとも思はれるが、それとも、この著の制作年次が不明なりしたため、省筆されたと解すべきものか、將た未定稿なりしたためか、いづれにせよ、年譜が、懲毖錄を表出してゐないことは事實である。

六

十八巻本懲毖錄の内容に就ては、前に述べるところあつた。而して右十八巻本より、芹曝集、辰巳錄及び軍門謄錄を除去したる首尾二巻餘りは、貝原本の全部と見るべきものであるが、かりに貝原氏が十八巻本を手にしながら、何等かの一言なしに、かく節略すべしとは受取られず、他面、西厓自序を信すれば、貝原本のごとき内容を具する懲毖錄の存在は、もともと容れられないものであらう。さりながら、こゝにまた貝原本には、その巻首西厓自序の次に、朝鮮八道地理圖を收め、郡縣表を掲げ、それを懲毖錄圖といつてゐる。この圖のわが内地書賣の手に出たものであることは、一見明白であるし、かたがた十八巻本は、書賣たちの手によりて、自由裁量されたものかとも、余は假想した。

かかる疑問は、類本の多くを見ない場合としては、無理からぬことと思ふのであるが、總督府藏本を檢するに及びて、從來流布の懲毖錄には、十八巻本もあり、單本もあることを明かにし得たのである。即ち左のごとし。

十八巻八冊本 總督府藏本(缺第一冊)

圖書番號四七八四 刊本

十八巻六冊本 同 上

草本懲毖錄に就て(稻葉)

圖書番號三二七七・三六一三 刊本

上下二卷單本 同 上

圖書番號三九〇二・四七二一八・四八八四 刊本

不分卷本(單本) 同 上

圖書番號一一七二六 寫本(不完本)

總督府藏本は、以上四種七本であるが、様式よりして、單本と複本との二種が別つことが出來やう。たゞその字形様式より視れば、十八卷八冊本(現七冊)は、十八卷六冊本の底本でなければならない、上下二卷單本の現存せるものは、すべてを通じて同一板種の印本である。拙藏にもこれと同一種板の後印に屬するものがあるから、この種板は、かなりに盛行したらしい。而して兩種本の内容より見れば、單本も複本も同一種類に係り、前者は、後者の節略に近似する。舊單本と複本の新舊に關しては、輕々判じかねるけれども、余は、十八卷八冊本をもつて、現存刊本中の最古板であると推定したいのである。

これら各種本をとりて、貝原本を顧みるに、上下二卷單本のすべては、貝原本に一致し、西厓自序亦た十八卷本のそれと同一の文字を載せてゐるのである。故に貝原本は、貝原氏の節略といふに非ずして、始めより單本懲毖錄を底本としたことが、確認され易いのであらう。たゞ、貝原本の卷一より第四に至る編次は、上下二卷單本と一致せず、單本また十八卷本懲毖錄の分卷に一致するところが無い、四卷分

類は、貝原氏の便宜上よりか、將た底本の別に存在せるものかは、尙ほ未知數なりといはねばならぬ。

最後に掲出した不分卷本（寫本）一冊こそは、前記のいづれにも一致せず、全く別様の性質に屬するから、更めて陳述したい。

七

余は、研究の便宜上、河回柳氏世家文書の採訪に就て數言を費さなければならぬ。

余は、大正八年秋間をもつて、河回柳氏を訪問した際、その祠堂に謁し、客廳にては、多くの家傳古文書古記錄を見るを得た。今、總督府朝鮮史編修會に保管あるる柳氏世家文書のすべては、即ち余が寓目的大部分といつて可いのである。當時圖らず、これら書類中より、西厓手筆と信ぜらるゝ草本懲毖錄一部を見たのである。旅行先でもあり、世傳本のそれと一一對校することも叶はず、たゞ余の記憶を辿りて、草本は、世傳本と、いたく出入することに注意したのであるが、借入手續を終へた後に至りて、親しく對比するに、果して記憶の誤らざること、並にこの草本と稱するものゝ本質を考究し得た。

草本懲毖錄は、堅八寸三分強、横九寸二分、現存八十九葉餘を計上し得る横冊一本である。余は、先づ不分卷本以外の世傳本と草本との對比に就て、概略を述べて見たいと思ふ。但た草本全部に亘りての對比は、他日に譲るを便とし、こゝにはその特種記事に就て、三四件を擧ぐることゝしやう。

世傳本

草本

(1) 四月十三日、倭兵犯境陷釜山浦、僉使鄭撥死、先是倭平調信、玄蘇等、與通信使偕來、館於東平館、備邊司清令黃允吉、金誠一等私以酒饌往慰、因從容問其國事、鉤察情形、以備策應、許之、誠一至館、玄蘇果密語曰、中國久絕日本、不通朝貢、平秀吉以此心懷憤恥、欲起兵端、朝鮮先爲奏聞、使貢路得達、則必無事、而日本六十六州之民、亦免兵革之勞矣、誠一等因以大義責諭之、玄蘇又曰昔高麗導亢兵擊日本、日本以此報怨於朝鮮、勢所宜然、其言漸悖、自是再不復問、而調信玄蘇自回、辛卯夏平義智又到釜山浦爲邊將言、日本欲通大明、若朝鮮爲之奏聞則幸甚、不然則兩國將失和氣、此乃大事、故來告、邊將以聞、時朝議方答通信、異論紛起、余遣文官一人、往至義智、因問其情、議竟不行、義智泊船十餘日不報、快怏而去。是日倭船自對馬島蔽海而來、望之不見其際、馬卒奔告、釜山僉使鄭撥、出獵絕□島、狼狽入城、倭兵隨至登陸、四□雲集、頃刻陷城、左水使朴泓見勢大、不敢出兵、棄城逃、明日進薄東萊、時兵使李珏聞聲息、自兵營入東萊、及釜山陷、托言將在外犄角出出城、府使宋象賢止之、不從、象賢獨登南門督戰半

(2) 四月十三日、倭兵犯境陷釜山城、僉使鄭撥死、翌日陷東萊、府使宋象賢死之、先是平義智到釜山浦言、日本欲通大明、而無路達、若朝鮮爲之奏聞、則幸甚、不然則兩國將失和氣、此乃大事、故來告、邊將以聞、時朝議方答通信、異論紛起、余遣文官一人、往至義智、因問其情、議竟不行、義智泊船十餘日不報、快怏而去。是日倭船自對馬島蔽海而來、望之不見其際、馬卒奔告、釜山僉使鄭撥、出獵絕□島、狼狽入城、倭兵隨至登陸、四□雲集、頃刻陷城、左水使朴泓見勢大、不敢出兵、棄城逃、明日進薄東萊、時兵使李珏聞聲息、自兵營入東萊、及釜山陷、托言將在外犄角出出城、府使宋象賢止之、不從、象賢獨登南門督戰半

議方答通信、且怒其悖慢、不報、義智泊船十
餘日、怏怏而去、是後倭人不復至、釜山浦留
館倭、常有數十人、稍稍入歸、一館幾空、人
恠之、是日倭船自對馬島蔽海而來、望之不見
其際、釜山僉使鄭撥出獵絕影島、狼狽入城、
倭兵隨至登陸四面雲集、不移時城陷、左水使
朴泓見賊勢大、不敢出兵、棄城逃、倭分兵陷
西平浦、多大浦、多大僉使尹興信力戰被殺、左
兵使李珏聞聲息自兵營入東萊、及釜山陷、珏
恆撓失錯、託言欲在外犄角出城、退陣于蘇山
驛、府使宋象賢留與同守、珏不從、十五日倭
進迫東萊、象賢登城南門、督戰半日而城陷、
象賢堅坐受刃而死、倭人嘉其死守、棺斂之埋
於城外、立標以識之、於是郡縣望風奔潰、密
陽府使朴晉自東萊奔還、欲阻鵠院隘路、以禦

日、城陷、象賢安坐受刃而死、倭人嘉其死守、殯於城外、自是郡縣望風奔潰、密陽府使朴晉、自東萊奔還、欲阻鵠院隘路以禦之、賊陷梁山、至鵠院見有守兵、從山後散漫蟻附而至、守隘者望見皆散、晉馳還密陽、縱火燒軍器倉庫、棄城入山、李珏奔還兵營、先出其妾、惶撓不知所爲、城中洶洶、軍一夜四五驚、珏乘曉棄城而去、於是賊分道長驅、連陷○多○大○浦○金○海○左○水○營○機○張○長○髻○左○兵○營○慶○州○清○道○密○陽○大○丘○無○一○人○敢○拒○者○監○司○金○暉○在○右○道○晉○州○聞○變○但○檄○列○邑○諭○民○避○賊○由○是○一○道○皆○空○不○可○爲○矣○金○海○府○使○徐○禮○亢○初○欲○守○城○賊○刈○麥○填○濠○與○城○齊○踰○城○城○中○不○能○支○從○北○門○遁○去○

之賊陷梁山至鵠院、見有守兵、從山後乘高蟻附、散漫而至、守隘者望之皆散、晉馳還密陽、縱火焚軍器倉庫、棄城入山、李珏奔還兵營、先出士卒、城中洶洶、軍一夜四五驚、珏乘曉亦脫身遁去、衆軍大潰、賊分道長驅、連陷諸邑、無一人敢拒者、金海府使徐禮亢閉門城守、賊刈城外麥禾、填濠、頃刻興城齊、因踰城、草溪郡守李某先遁、禮亢繼出城遂陷、巡察使金啐、初在晉州、聞變馳向東萊、至中路、聞賊兵已近、不能前、還走右道、不知所爲、但檄列邑諭民避賊、由是道內皆空、愈不可爲矣、龍宮縣監禹伏龍領邑軍赴兵營、食永川路邊、有河陽軍數百、屬防禦使向上道遇其前、伏龍怒軍士不下馬、拘之責以欲叛、河陽軍出兵使公文示之、方自辨、伏龍曰其軍圍而殺之皆盡、積

戶滿野、察使巡以功聞、伏龍爲通政、代鄭熙續爲安東府使、後河陽人孤兒寡妻、每逢使臣之來、遮馬首號冤、伏龍有時名、故無伸理者云。

(2)大臣請建儲以繫人心、從之。

(2)大臣請建儲以係人心、許之、上卽位二十餘年、儲宮久虛、朝野咸以爲憂、至是賊勢愈急、同知李德馨詣賓廳謂諸大臣曰、國危如此、盍請建儲使民心有所係屬、於是大臣請對、上引見問之、大臣啓請建儲、上曰、予豈不知此、然從前有請者而不從、只以中宮若生元子、處置極難、故遲遲耳、卿等試說、建儲後有元子、則將何以處之、大臣未及對、上曰君臣間如父子、豈有難言之事、須速言卿等平日之議、及朝廷間論議如何、對曰此何等事、而臣子敢私

議也、但以上卽位已久、元良未誕、群下絕望、故欲早建儲第以定國本耳、上曰此不然、人雖向老、猶生子、何遽言絕望、萬一有之、處置無乃甚難乎、更言之、對曰、群臣別無他議、只是望絕故耳、昔宋仁宗春秋僅三十餘、而司馬光諸人、丞請建儲、茲豈無所見而然也、王良久曰、然則當以何人爲之、卿等須言之、大臣惶恐對曰、此事臣子豈敢干與、惟在上心耳、上屢促之、諸大臣俯伏不敢對、上始教曰、光海君聰明好學、可以爲嗣、又曰此何如、大臣頓首拜賀、連稱宗社臣民之福、上曰予本多病、且使國事至此、假令賊退、何面目見祖宗治國家、予欲傳位於世子、何如、大臣同辭以對曰、上何出此教、世子有時在上側、參決庶事、則可也、豈可遽議此事、願聖上益膺洪福、大濟

艱難、因涕泣而出。

(3) 四月三十日、曉、車駕西巡、申砬既去、都人日望捷報、前日夕有氈笠、三人、走馬入崇仁門、城內人爭問軍前消息、答曰我乃巡邊使軍官奴僕、昨日巡邊使敗死於忠州、諸軍大潰、俺等脫身獨來、欲歸報家人避兵耳、聞者大驚、所過傳相告、不移時、滿城俱震、初昏召宰執議出避、上御東廂、地坐張燈燭、宗室河源君河陵君等侍坐、大臣啓事勢至此、車駕暫出幸平壤、請兵天朝以圖收復、掌令權快請對、造膝大聲、呼請固守京城、語囂甚、余謂曰、雖危亂之際、君臣之禮、不可如是、可少退以啓、快連呼曰、左相亦爲此言耶、然則京城可棄乎、余啓曰權快言甚忠、但事勢不得不然、因請分

(3) 四月三十日夜五鼓、車駕西巡、申砬既去、都人日望捷報、二十九日夕有三人馳馬入東大門、人爭問之、答曰我乃申巡邊軍官奴僕也、昨日巡邊使敗死於忠州、諸軍大潰、俺等脫身獨來、欲歸報家人避兵耳、聞者相告語、滿城洶洶、初昏上召宰臣議出避、時右相李陽亢爲留都大將、領相李山海并宰臣數十人以扈從點出、余無所命、都承旨李恒福啓以扈從不可無柳某、於是令扈行、三更諸大臣在閣門外、政院吏申德麟內醫趙英璇等數十人、大呼請勿棄京城、俄而李鑑狀啓至、時宮中衛士盡散、更鼓不鳴、得火炬於宣傳官廳、發狀啓讀之、內云、賊今日當入京城、狀入、良久聞仁政殿

遣王子諸道、使呼召勤王、世子隨駕、議定、大臣出在閣門外、得旨、臨海君可往咸鏡道、領府事金貴榮、染溪君尹卓然從、順和君可往江原道、長溪君黃廷亥、護軍黃赫同知李鑑從、蓋赫女爲順和夫人、而李鑑爲原州人、故并遣之、時右相爲留將、領相竝宰臣數十人以扈從點出、余無所命、政院啓扈從不可無柳某、於是扈行、內醫趙英璇政院吏申德麟十餘人、大士盡散、更漏不鳴、得火炬於宣傳官廳、發狀讀之、內云賊今明日當入都城、狀入良久、駕出、三廳禁軍奔竄昏黑中、互相牴觸、羽林衛池貴壽過前、余認之、責令扈從、貴壽曰敢不盡力、并呼其類二人而至、過景福宮前、市街兩邊哭聲不絕、承文院書員李守謙、執余馬輶、請曰院中文書當如何、余令收拾甚緊關者追來、守謙哭而去、出敦義門到沙峴、東方向明、回視城中、南大門內大倉火起、烟焰已騰空矣、踰沙峴至石橋雨作、路邊棄有婦人轎子一、至碧蹄驛雨甚、一行皆沾濕、上入驛少憩即發、衆官自此多還入都城者、侍從臺官、往往落後、不至、過惠陰嶺、雨如注、宮人騎弱馬以物蒙面而行、號哭聲不可聞、過馬山驛、

○有火光、人聲喧喧、拯趁詣則宮人自內雜沓而出、司僕寺人立御駕於東階下、少頃上出乘馬、衛士從行者獨羽林衛池貴壽等三人而已、時三廳禁軍皆散、昏黑中互相牴觸、不可辨誰某、

余素與貴壽相識、適過前責令扈從、貴壽曰敢不盡力、并呼其類二人而至、過景福宮前、市街兩邊哭聲不絕、承文院書員李守謙、執余馬輶、請曰院中文書當如何、余令收拾甚緊關者追來、守謙哭而去、出敦義門到沙峴、東方向明、回視城中、南大門內大倉火起、烟焰已騰空矣、踰沙峴至石橋雨作、路邊棄有婦人轎子一、至碧蹄驛雨甚、一行皆沾濕、上入驛少憩即發、衆官自此多還入都城者、侍從臺官、往往落後、不至、過惠陰嶺、雨如注、宮人騎弱馬以物蒙面而行、號哭聲不可聞、過馬山驛、

問曰、院中文書、當如何、余令收拾其緊關者追來、守謙哭而去、出敦義門、到沙峴、東方向明、回視城中、南大門內大倉火起、烟焰已騰空矣、踰沙峴至石橋雨作、京畿監司權徵追至扈從、至碧蹄驛雨甚、一行皆沾濕、上入驛、少頃卽出、衆官自此多還入都城者、侍從臺諫往往多落後不至、過惠陰嶺、雨如注、宮人騎弱馬以物蒙面、號哭而行、過馬山驛、有人在田間望之痛哭曰、國家棄我而去、我輩何恃而生也、至臨津而不止、上御舟中召首相及臣入對、旣渡、已向昏、不能辨色、臨津南麓舊有丞廳、恐賊取材作桴筏以濟、命焚之、火光照江北得尋路而行、初更到東坡驛、坡州牧使許晉、長湍府使具孝淵以支待差使員在其處、扈衛諸人終日飢來、亂入廚中、槍奪以食、將闕上供、二人惧而逃、五月初一日朝上

有人在路旁田間、慟哭曰、國家棄我輩而去、我輩何以爲生、至臨津雨不止、上於舟中召首相及臣入船、上慟哭曰、予不至荒淫而至此、又曰用卿二人而至於此、臣不知所對、但頓首流涕、上顧內官取蜜果、親賜臣二人、又酌燒酒賜之、臣不能飲、上慰之曰、萬一國家中興、當賴於卿、須自愛、旣渡、已向昏不能辨色、

臨津南麓、舊有丞廳、恐賊取材爲桴以濟、命焚之、火照江北、得尋路而行、初更到東坡驛、坡州牧使許晉、長湍府使具孝淵以支待差使員在其處、扈衛諸人終日飢來、亂入廚中、槍奪以食、將闕上供、二人惧而逃、五月初一日朝上在驛東上房、引見大臣、問南方巡察使有能勸王者否、臣對以料其人材無足辨此者、難可必、時在京城已分遣王子于諸道、使之召募討賊、

上供、晉孝淵惧而逃、五月初一日朝引見大臣、問南方巡察使有能勤王者否、日晚、乘輿欲向開城、而京畿吏卒逃散無扈衛人、適黃海監司趙仁得率本道兵將入援、瑞興府使南嶽光到有軍數百人馬五六十匹、以此始發、臨行司鑰崔彥俊出曰宮中人昨日不食、今又米食、得小米療飢可行、索南嶽軍人所持糧雜大小米二三斗以入、午至招賢站、趙仁得來朝設帳幕於路中以迎之、百官始得食、夕次于開城府、御南門外公署、臺諫交章劾首相交結誤國等罪、不允。

(此節下略)

臨海君率領府事金貴榮知事尹卓然、往咸鏡道、順和君往江原道、長溪君黃廷或其子護軍赫及同知李塈從、順和君自東坡拜辭而去、蓋以順和夫人乃赫女、李塈爲原州人、故送之、日晚、欲發向開城府、而下人盡散、無如之何、京圻監司權徵退臥村舍、大臣屢召不至、不得已啓請標信召至、而亦無所率之人、適黃海監司趙仁得聞京城急、將入援、瑞興府使南嶽先到、有軍數百名馬卒五六十匹卽發、臨行、司鑰出曰、宮中人昨日不食、今又未食、得小米療飢、可行、余招南嶽、索軍人所持糧得粟米大米二三斗、盛破袋以入、已而駕出、至招賢站、趙仁得設帳於路中以迎、百官始得食、夕到開城府、御南門外公署、臺諫交章劾首相交結宮禁誤國棄城等事、不允 (此節下略)

(4) 十月車駕還都、十二月天使行人司行人司憲來。

(4) 天使行人司行人司憲來、是時天兵已還而東事未了、天朝異議日生、宋經略接伴使尹根壽、自遼東來、傳經略之言曰、朝廷以朝鮮微弱不能禦倭、至有分裂易置之論、俺爲朝鮮、已極力保之、歸告國王、善爲計、因出給事中魏學會題本示之、根壽遂以此聞、且曰經略別爲劄付、送至議政府、先一日根壽夜至余所居、抵案痛哭曰、不圖見如此事、余駭之、而不敢問如何、翌朝根壽持劄付詣賓廳、余謂同坐大臣沈守慶曰、此劄付不必開見、蓋非朝臣所與議、開見何爲、沈曰然、遂還付根壽、根壽要開見數三、余不答、至是天使至、余以舊例迎慰碧蹄驛、司公引余同坐設酒待之、臨出曰、俺到藩京、將有新處分、余先行啓之、天使至郊、上迎詔于慕華館、行下馬宴于南別宮、還宮、夜

幾半、獨召臣對、多慰諭不盡載、又諭曰予久知有此、明朝見天使、將請遜位世子、與卿相見、只今日、茲召卿訣、因呼內官酌酒與臣曰、以此爲別、臣不覺失聲、啓曰、天朝不過激厲須有爲耳、豈有他意、願勿過慮、明日上詣南別宮少御門內西別室、又召臣對、少頃會天使于正廳、當宴、上出袖中視書帖授（以下折斷失了）

右四件記事本文の對比によりて、いかに世傳本と草本との間に、著大なる差異ありやを觀取し得るであらうと思ふ。

草本の現形に就て考へるに、この草本が、西厓の手訂なりしことは、彼れの序文が、彼れによりて、表紙内面に認められてゐるので判る。本文には、その門下など代筆と認むべき個處は少くないが、大部分は親筆である。たゞ惜むべきは、序文の後半が失はれ、本文の首十數葉は、切り去られ、今は四月十三日の條より溯ることを得ない。草本は、不分卷である。そしてその内容は、大體に於て十八卷本や單本に見ゆる卷一卷二の記事であり、錄○後○雜○記○は、たゞ○雜○錄○として直にその記事に附せられてあるから、十八卷本よりは、單本の方が、寧ろ草本に近かい形式を具備すといつてよいのである。

而して、余が前節に指摘した總督府藏不分卷本は、何日のころにか、右草本に就きて本文を謄寫したものであるに違ひないけれども、たゞその注意を缺きしたまか、遺漏少からざりしことを認める。

八

既に、世傳の十八卷本と草本との記事上の差異を認めたる以上、この草本が、西厓の最後の底稿たりしか否やは、更めて考料せざるを得ないのである。鄭經世(愚伏)によりて、天啓七年七月中書かれた西厓行狀には、平生詩文、失於兵火、今有文集十卷、慎終錄、喪禮考證、永慕錄、懲毖錄等書藏於家とあ

り、當時、懲毖錄の存在は、明白である。しかし、その書が、今、河回世家文書中に見ゆる草本懲毖錄たりしや否やは、判らない。余は、前に西厓年譜に、懲毖錄の記事の收められてゐないことを指摘して、それは、未定稿たりしたま、わざと採錄せなんだものかとの疑ひを述べて置いたが、もしさうとすれば、年譜の作成は、鄭の行狀より以前になされたものかも知れない。而して鄭の行狀作成時、即ち天啓七年代には、西厓後人の手で、立派な懲毖錄が出来てゐたかも知れないのである。いづれにしても、河回柳氏より、新たに西厓手訂の底稿を更めて提供せられない限り、今の草本は、彼の手訂本と視做すべく、その世傳本には、西厓卒逝以後の、幾多事情が手傳つてゐるものとしか思はれない。

鄭經世のものした行狀に、西厓文集を十巻としてあるに關はらず、現行本が二十巻本になつてゐることすら、多少の疑ひを抱かずにはゐられぬのであるが、通行本西厓集と十八巻本懲毖錄とを比較するときは、十八巻本が、文集編次以後の者たることは、懲毖錄に收められてゐる芹曝集及び辰巳錄は、西厓集に採錄された殘部を收めたものであるといふ一事で、明かにせられるのである。今、芹曝集につきて一二の例を示せば左のごとし。

割

論遼東咨兼陳事宜劄

壬辰六月在義州

見。本。集。

陳時務劄 壬辰十一月在定州

陳事務劄 癸巳十二月

陳事務劄 甲午

措置沿江屯堡劄 乙未

陳措置防守事宜兼辭職劄 丁酉

已上五篇并見本集

右文件中の本集とは西厓集を指すのである。よりて察するに、西厓集には、崇禎癸酉四月の李聖求序と、同年暮春張顯光の跋文があるから、十八卷本懲毖錄は、西厓集編次には溯らない。この歳は、西厓卒逝後二十五年、仁祖王廿一年に相當する。十八卷本と限らず、上下二卷單本（貝原本を含む）でも、その内容を仔細に検すれば、前に述べた西厓卒逝後の政治的事情の、記事上に働いてゐることは、やがて否定されない。

もともと十八卷の最後に附せられてある亂後雜記は、卷首懲毖錄本文に直接して置かるべき性質であり、單本のそれのごとき形式順序を取るのが、至當である、而して、これら本文を補證すべく、狀、啓、文移は附載せられて可いのであるが、十八卷本は、なぜにかこの當然の順序を無視してゐる嫌ひがある、尤も世傳本に冠するところの西厓自序に依りて覗れば、十八卷本の編次は、正當であるといへる

が、しかし余をして言はしむれば、西厓自序の本文は、草本自筆にのみ窺はれ、而もその後半を失つたから、十八卷本所載の自序全文が、悉く西厓自筆に一致すとは、明言しがたいのである。今西厓自序本文の、編次に關係ある部分を見るに左の文字がある。

乃於閑中、粗述其耳目所逮者、自壬辰至戊戌○若干○言、因狀啓疏劄文移及雜錄、附其後、雖無可觀者、亦皆當日事迹、故不能去。

右の狀啓疏劄文移及雜錄とは、芹曝集・辰巳錄・軍門謄錄をいひ、その雜錄とは、亂後雜錄を指すものと思はれるが、もし、さうとすれば、悉く内容に一致せない、而して十八卷本でも、單本でも、草本のごとく雜錄とは稱せず、錄後雜記と題し、本文の補遺といつた形式である。余は、序文の本文は、

乃於閑中粗述其平日所逮者、自壬辰至戊戌總若干言、雖無可觀者、亦皆當日事迹、故不能去（下略）とは正し、その因狀啓劄文移及雜錄、附其後の十餘字は、削除したいのである。かの河回世家文書中の芹曝集、辰巳錄及び軍門謄錄を見ても、各々單行本たるべき體裁を具し、之を割裂して西厓集及び懲毖錄に挿入することの、故人の遺志であるとは、信ぜられない。

摘せる建儲繫人心の一節であらう。本記事は、いふまでもなく、柳成龍はじめ當時の大臣等が、宣祖に迫まりて、光海君を世子に推立てた顛末であるが、光海君は、人も知るごとく、即位後、西人の陰謀にて廢置の非命に終はつた不遇の君である。光海君を終始擁立したのは、大北一派であるから、南人たちは、反目こそすれ、大北全滅の後に至り、尙ほこれらの紀事を留め置くといふことは、百害あるも、一利はあるまい。たゞこの記事が、世傳の憲懿錄中より削除されつゝも、西厓集に殘存したのは、西厓集の編次即ち崇禎初年にては、光海君在位時代の德望は失はれず、仁祖の左右とて亦た一概にこれら事實を拒否し得なかつたがらであらうと思ふ。光海君その人の政治振りについては、從來世上の見解は、寧ろ誤謬に近かいものである、さうまで、無いとしても、その美點は、醜惡方面に累せられ、一概に昏朝の誹謗を得たのであるから、光海君在位時の德望を云々しても、遽かに諒解がたいに決まつてゐやう。しかし、仁祖實錄を翻して、十九年八月條を讀むと、左の記事がある。

光海君卒于濟州圍内、年六十七、上、輟朝三日、李時昉爲濟州牧使、卽培鎖開門、歛殯以禮、朝議以爲非、而識者是之、光海之自喬桐遷濟州也、有詩曰、風吹飛雨過城頭、瘴氣薰陰百尺樓、滄海怒濤來薄暮、碧山愁色帶清秋、歸心厭見王孫草、客夢頻驚帝子洲、故國存亡消息斷、煙波江上臥孤舟、聞者悲之。

勝利者が、廢王を叙するの記事としては、頗る興味あるものではあるまいか。前に草本の記事として

指摘せる聰明好學といふやうなことや、大臣等に推戴せられて、世子となつたなどいふことは、光海君の聲望が、必しも、後人に價值せられたごとき不徳では無いといふことを物語つてゐるのであらう。西嶽集は、實に、仁祖末年代に編次せられたのであつた。王と艱苦を同くした人々の文集に、此等の記事を見るることは、不思議はあるまい。余は、むしろ建儲記事の有無を以て、世傳本懲毖錄編次の年代を推定し得べしとしたいのである。

翻つて、宣祖の行事に就て考ふるに、草本懲毖錄は、亦たかなり露骨に描寫してゐると思ふ、これも前に指摘した行人司行人司憲の條であるが、世傳本には、削除されてゐる。西厓集には、この記事を見るけれども、草本の直筆には及ばない。河回世家文書の亂後雜錄(二)に、左の記事が見ゆる。

壬辰之變、賊入京城、車駕西巡、至明年癸巳四月、都城始復、其年十月車駕還都、公私廬舍宮闕、蕩然一空、圖書典章文物、舉爲灰燼無餘、一日閨閣、忽得短屏、各書絕句一首於其上、凡六疊、余在備邊司、與諸僚傳觀之、識者皆知爲明廟御筆以留外未安、遂啓請入內、其絕句不知何人所作、而皆喪亂後懷古之詩、亦可恠也。

其一、楚王辛苦戰無功、國敗城荒霸業空、惟有青春花上露、至今猶泣細腰宮。

其二、茫茫春草沒章華、因笑靈王昔好奢、臺土未乾簫管絕、可憐身死野人家。

其三、吳王恃霸棄雄才、貪向姑蘇醉綠醅、不覺錢塘江上月、一宵西送越兵來。

其四、楚國城池颯已空、陽臺雲雨去無蹤、何人更有襄王夢、寂寂巫山十二重。

其五、襄王不用直臣籌、放逐南來澤國秋、自向波間葬魚腹、楚人徒倚濟川舟。

其六、魯公城闕已丘墟、荒草無由認玉除、因笑臧孫才智少、東門鍾鼓祀鷄鶴。傳曰至誠前知、

豈其然乎。

明廟とは、明宗をいひ、宣祖の父王であるから、もし、この屏書にして、王の親筆であるとしたら、その詩は、宣祖代に喪亂あるべきを豫知し、之を戒めたものであると解しても可い。そんなことのあり得べきでないにきまつてゐるけれども、備邊司堂上たちは、之を明廟御筆としたところに、皮肉な意義があらう。この記事は、西厓集に收めてゐるが、亂後雜錄の本文最後に傳曰至誠前知、豈其然乎と認めた西厓親書十字を、なぜにか抹殺した。

世傳本と草本との間に横はる記事の繁簡増減、及び編纂次第の不整等諸事項は、今一々述べることを省略するが、たゞ草本十二月經略楊鎬等蔚山城攻圍の條に

或曰島山無水、出汲城外、經理令金應瑞率降倭伏泉傍、連夜擒百餘人、皆飢餓僅屬聲氣。(下略)とあるを、世傳本には

島山無水、賊每夜出汲城外、經理令金應瑞率勇士伏泉傍、連夜擒百餘人、皆飢餓、僅屬聲氣(下略)とし、その降倭二字をば勇士に改めた。しかし、島山城の汲水兵を捕獲したものの勇士ではなく、降倭

なりしことは、西厓の馳啓賊窟形止及軍兵死狀（世傳本辰巳錄）に、晦日、夜、令金應瑞率降倭、伏兵於城外井泉之傍、捉得倭人之出汲者十餘人とあり、草本紀事を否認しがたいのである。世傳本は、何故に降倭の二字を改めたのであらう。文祿慶長役を通じて、降倭は、主要の役割を演じ、それら事實に關しての當事の記録文書は、今も多數發見し得る。もし諱むところありてのことであるとせば、かなり後世のことでなければならない、余は、孝宗朝以後の事相であると思ふ。

+

朝鮮總督府朝鮮史編修會が、河回柳氏より借り入れた記録文書中、懲毖錄草本の構成に交渉ありと認め得べき主なる史料は、左のごとし。

一、亂後雜錄 二冊

二、大統曆 西厓具注 七冊

三、芹曝集草本 二冊

四、辰巳錄草本 三冊

五、軍門謄錄草本 一冊

六、雲巖叢錄草本 一冊

七、政院傳教 二冊

八、唐將書帖 二帖等

(以上)

西厓の外交上の思想を述べることは、本論の主なる目的では無いが、試みにその一般をいへば、本書
劈頭に、日本國王源氏立國於洪武初、與我修隣好、殆二百年、其初我國亦遣使修慶吊禮、申叔舟以書狀
往來、即其一也、後叔舟臨卒、成宗問欲言、叔舟對曰願國家毋與日本失和、成廟感其言、命副提學李亨
元、書狀官金訴修睦到對馬島、使臣以風水驚疑得疾、上書言狀、成廟命致書幣於島主而回、自是不復遣
使每其國信使至、依禮接待而已といひ、日本との隣交は、その先輩申叔舟の遺言であり、それを忠實奉
行することは、國策の宜しきを得るものであると解してゐることは、彼が、時流に一頭地を抜いてゐ
た點であらう。故に彼は、秀吉の最初の使者と信せらるゝ橘康廣に對しても、次の使者宗義智に對して
も回書を急付するを得策としたのである。天正十八年(宣祖二三)秀吉に聚樂に謁した二人の使者は、も
とより、彼れ西厓の主論によりて實現した。萬曆二十三四年の間、明國は交戦に倦み、策士沈維敬を派
して、所謂羈縻手段を講じたことがある。その際、主和を要求した朝鮮の領袖は、外ならず、成渾(牛
溪)と彼れとの二人であつた。彼れは、爲に宋人秦檜に比せられ、主戰論の彈劾に浴せしこと一再では

なかつたのである。彼れの晩年の失意不遇は、そこに禍するものが多い。

西厓その人の性格の、歴史趣味に富んでゐたことは、前に表出した行狀に記載せる帝王紀年錄一書で知らるゝであらう。年譜によるに、本書は檀君箕子以來、朝鮮支那の帝王紀年であるとのことだ。亂後雜錄には、東國藝文志と題し、朝鮮古來の著述を列記し、略ぼ彼れの前代に及んだものがあるが、未定稿とはいへ、注目すべき試みとすべきであらう。世家文書中の、大統曆具注は、憲懿錄構成に關して、最も大切な役目を負ふたものに違ひない。余は、是に於て彼れの半面には、居然、史家の風格と用意とを具備せしこと、並に南人間に、從來多くの著書を出したことは、彼の師たりし退溪李滉の感化に與かるとはいへ、亦た彼れ(西厓)に負ふことの著大なるを信じたいのである。(完)

稻葉岩吉

追記

本論文起草後、増正交隣志より、左の記事を得たから追記することゝした。

禁條

肅宗三十八年壬辰定書籍潛賣之禁。

領議政徐宗泰所啓、頃因校理吳命恒所達、今番信使見我國書籍多入倭國、書籍之禁、素無定制、而若非商譯潛賣倭人、何從而得之乎、懲毖錄亦入去云、此等之書、豈可使倭人見之乎、皆當一禁、而至若聞漫文集卜筮等書、及中朝書籍、不必一例禁斷、自今定式、如史乘及文集、一切嚴禁、犯賣者、以潛商律論、何如、上曰、當初元無書籍之禁、故有此流入之弊、除中原書冊外、國乘文籍、并爲嚴禁、且令邊臣、一一搜檢、如何現發者、啓聞、後從其輕重、稟旨勘罪。

肅宗三十八年は、我正徳二年に相當し、前一年將軍徳川家宣就職につき、朝鮮信使一行は、差遣された。禁條は、この際の視察復命によつたものである。